

# 「株主リスト」を添付書面とする改正商業登記規則(概要)

## 1 改正の経緯

虚偽の内容の株主総会議事録等を元に、**真実でない商業登記**がされ法人格が悪用

➡ 登記の添付書面として、株主総会議事録に加え、**主要株主のリストの提出**も求める。

## 2 株主リストの内容

### 議決権数上位10名の株主

又は(いずれか少ない方)

### 議決権割合が2/3に達するまでの株主

- 氏名又は名称
- 住所
- 株式数
- 議決権数
- 総議決権数に占める割合

※1 種類株式発行会社は、種類毎の株式数も記載

※2 総株主(全ての種類株主)の同意を要するときは、全株主(種類株主)のリスト

(株主リストのイメージ・・・10名の株主を記載するもの)

### 証明書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇株主総会の第〇号議案につき、議決権を行使することができた株主のうち、当該議案の総議決権の数に占める各株主が有する議決権の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の氏名又は名称及び住所、各株主の有する株式の数及び議決権の数並びに上記割合は次のとおりであることを証明します。

	氏名又は名称	住所	株式数	議決権数	議決権数の割合
1					
2					
~~~~~					
10					

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

## 3 株主リストの提出が必要となる場合

### 登記事項につき株主総会決議が必要な場合

登記申請の添付書面として

〈従来〉

- 株主総会議事録

〈改正後〉

- 株主総会議事録  
+
- 株主リスト

※3 登記事項につき

・株主総会決議を省略する場合(会社法319 I)

・総株主の同意が必要な場合

にも、株主リストの提出が必要

※4 登記事項につき、種類株主総会決議(決議の

省略、全種類株主の同意)等を要する場合も同様

※5 株式会社のほか、特定目的会社、投資法人も社員のリストの提出が必要(その他の法人は不要)

## 4 登記の附属書類の閲覧制度の整備(厳格化)

登記の附属書類の閲覧申請に当たり

〈従来〉

- 附属書類一式という閲覧申請も可能
- 閲覧についての「利害関係」の疎明不要

〈改正後〉

- 閲覧申請は、利害関係のある部分を特定してする必要
- 閲覧についての「利害関係」の疎明必要

## 5 施行日

平成28年10月1日

施行日前に、株主総会が行われた場合であっても、  
施行日以降に登記申請するときは、株主リストの添付が必要